

県有林高度活用戦略策定業務委託 「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

次のとおり公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたものを随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和 5 年 5 月 15 日

1 業務の目的

恩賜県有財産（以下「県有林」という。）は、観光や地域産業、文化振興等、県民福祉の向上を目的として、研修施設や学校寮等の土地として貸付を開始し、昭和50年代後半から60年代前半にかけては地域振興を図るための「県有林高度活用事業」を展開してスキー場等に貸付を行った。

しかし、大規模開発による環境への影響も懸念されるとして、平成3年に民間への新規貸付を凍結した後、平成18年には「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取り扱い方針」を定め、教育関連施設などに利用用途を限定し、民間への貸付を可能としたものの、新規の貸付がない状態が継続している。

また、県有林の貸付は申請者の希望を待って県は貸付是非を判断するなど受け身の体制となっており、戦略的な利活用が行われてこなかった。さらに、社会経済情勢の変化により返還された県有林も増加していることなどから、貸付料による収入も低迷している。

このような状況の中、今後、県有林の周辺地域の環境や目指すべき姿も踏まえつつ、新たな活用ニーズや地域の実情に応じた活用戦略を策定することにより、地域のブランディングに資する活用へ誘導し、同時に、収益最大化させるための貸付料設定等を検討することが必要となるため、県有林の高度活用戦略を策定するものである。

2 業務の内容

(1) 委託名称

県有林高度活用戦略策定業務委託

(2) 委託内容

別紙「県有林高度活用戦略策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 費用の上限額

金14,850,000円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年11月30日（木）まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 募 集 開 始 | 令和5年5月15日（月） |
| (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 | 令和5年5月26日（金）午後5時 |
| (3) 質 問 票 提 出 期 限 | 令和5年5月26日（金）午後5時 |
| (4) 企 画 提 案 書 提 出 期 限 | 令和5年6月5日（月）午後5時 |
| (5) 1 次 審 査 | 令和5年6月6日（火）以降実施予定 |
| (6) 2 次 審 査 | 令和5年6月12日（月）以降実施予定 |
| (7) 最 終 審 査 結 果 通 知 | 令和5年6月21日（水）頃発送予定 |

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、企画提案応募資格確認申請書（様式1）を1部提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成26年2月3日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- オ 国又は地方公共団体において、本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。

(2) 提出期限

提出期限は、「3 企画提案に係る日程」に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(3) 提出場所

山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階

・電話 055-223-1655（直通）

(4) 提出方法

持参又は郵便により、期限までに必着のこと。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとする。

(5) 結果通知

参加資格審査結果は、令和5年5月29日（月）以降にすべての申請者に対し通知する。

(6) 非選定理由に関する事項

提案参加資格を満たす者として選定されなかった者は、(5)の通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「県有林高度活用戦略策定業務に関する質問（貴社名）」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

・メールアドレス shinrin-ss@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和5年5月15日（月）から5月26日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。なお、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 1次審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書

・A4判、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。

A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。

・日本語表記で11ポイント以上であること。

イ 見積書（様式は任意）

金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。

・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

・見積額は、費用の上限額の範囲内とすること。

ウ 法人の概要書

・様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すもの。

・会社概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

エ 提出部数及び提出方法

・書面により上記ア、イ、ウを正本1部、副本8部提出するとともに、CD-ROM等に格納し、電子媒体として1枚提出すること。

・提出は、持参又は郵便・宅配により行い、提出期限までに必着のこと。

・持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要項の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

オ 提出期限

令和5年6月5日（月） 午後5時（必着）

・持参の場合は、県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

カ 提出場所

山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
- ・電話 055-223-1655（直通）

6 審査・結果について

(1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、県有林の高度活用戦略策定業務委託に係る企画提案審査会（以下、「審査会」という。）が行う。
- ② 書面審査により優秀提案者を決める一次審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより最優秀提案者を決める二次審査を行う。
ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が4社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。
（二次審査については、「7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング」を参照）
- ③ 審査では、企画提案内容、経費等について総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決める。
- ④ 得点が高点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 審査結果

- ① 一次審査の結果は、企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は優秀提案者全員に文書にて通知する。
- ② その他
 - ・総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合、企画提案書審査基準の大項目ごとの評価点率が60%を下回る場合（※見積書、その他は除く）は、優秀提案者又は最優秀提案者としがないことがある。
 - ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、6（2）①の通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

7 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

優秀提案者を対象として、企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング（二次審査）を次のとおり実施する。

（1）日時

令和5年6月12日（月）以降を予定しているが、詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。

（2）場所

山梨県庁内（詳細は別途連絡する。）

（3）プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度（提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む。）

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。

出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

（4）その他

- ① 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うことし、会場への入室者は2名以内とする。
- ② 会場には県側でパソコンからの出力設備（モニター等）を用意する。
- ③ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は、遅刻した場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染防止等のため、二次審査をオンライン等で行う場合がある。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等（5（2）ア～ウ参照）を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことを確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をしたとき。

9 契約

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は、優先交渉権者が契約締結までの間に「4 企画提案の参加資格」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

10 契約書

別添契約書（案）のとおり

1 1 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届（様式4）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはしない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求められることがある。
- (7) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (8) 参加表明及び企画提案に関する説明会は行わない。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

1 2 問い合わせ先

山梨県 林政部 森林政策課 県有林活用担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館8階
- ・電話 055-223-1655（直通）
- ・メールアドレス shinrin-ss@pref.yamanashi.lg.jp